

全高長 第 39 号
平成28年7月22日

文部科学省初等中等教育局
局長 藤原 誠 様

全国高等学校長協会
会長 宮本 久也

道路交通法の改正による免許制度の変更内容の 全国の高等学校等に対する周知について（要望）

平素は当協会の運営に格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年3月12日施行の改正道路交通法により、新たな自動車の免許区分として、準中型免許が新設されることになりました。この準中型免許は、運転経験年数を問わずに18歳で取得できることから、これまで中型免許を必要とした車両総重量7.5トン未満の小型トラックを高校新卒者などでも運転することが可能となります。

このため、小型トラック等の運転に関係する職業への就業機会が広がるとともに、事業場における安全対策の充実にも寄与するものと期待されるところです。

一方、改正後の普通自動車免許では、運転可能な車両の範囲が車両総重量3.5トン未満に限られることから、施行日までに18歳になる高校生等においては、車両総重量5トン未満までの車両が運転可能な現行の普通免許を取得し、施行日以降必要に応じて準中型免許への限定解除手続きを行うことが有利となります。このため、特に就業を目指す高校生に不利益が生じないよう、今般の免許制度の改正内容について周知を徹底する必要があります。

つきましては、生徒、保護者、担任教諭、進路担当教諭等に対して準中型免許の新設に係わる制度改正の内容が十分周知されますよう下記の要望をいたします。

記

準中型免許制度の新設等自動車運転免許制度の改正内容について、貴局より各都道府県教育委員会に指示・通達を出される等の措置をとられることにより、全国の高等学校への制度改正内容の伝達を促進し、担任教諭、進路担当教諭等及び生徒、保護者等に対する周知を図っていただきたい。